

諸塚村森林炭素吸収量活用プロジェクトへの協賛及び諸塚村 J-クレジットの移転手続き要領

H 2 2 . 1 0 . 1 諸塚村企画課

H 2 6 . 7 . 2 4 改正

R 0 3 . 4 . 1 改正

(目的)

第 1 本要領は、諸塚村森林炭素吸収量活用プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）により低炭素社会を実現するために、諸塚村の森林を適正にする活動及びそれを担う林業従事者を支援することに協賛金を拠出する法人等（以下「協賛者」という。）に対して、本プロジェクトによって諸塚村が発行した J-クレジット（以下「諸塚村 J-クレジット」という。）の一部の移転を行うため、その手続きについて定める。

(協賛希望者の資格)

第 2 次に掲げる法人等は、協賛者の資格を有しないものとする。

(1) 暴力団又は暴力団関係の法人等

(2) 宗教活動や政治活動を目的とする法人等

(3) その他、本プロジェクトの目的を達せられないと村長が判断する法人等

(移転量とその協賛金額)

第 3 協賛に伴う諸塚村 J-クレジットの移転単位は 1 t-CO₂ とし、それに応じた協賛金額は別途村長が定める。

(協賛者の申し込み手続き)

第 4 協賛者となることを希望する者（以下「協賛希望者」という。）は、J-クレジットの利用目的および実際のクレジット（以下「クレジット利用者」という）等を明らかにするために、申し込み書類（様式第 1 号）を、諸塚村長に提出するものとする。

2 諸塚村長は、前号による提出書類について、必要と認められるときは、協賛希望者に対し別途に追加資料の提出を求めることができる。

(協賛者の採択)

第 5 諸塚村長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その申込から（ただし、前項 2 号による追加資料の提出が必要な場合、その提出があってから）14 日以内に、別に定める審議会に諮り、その申し込み内容について本プロジェクトの目的達成への適性を判断し、諸塚村 J-クレジットの在庫の範囲内で協賛者として採択するかを審議する。

2 諸塚村長は、前号により協賛者として採択した場合、速やかに協賛者に対して採択通知書（様式第2号または第3号）により通知するものとし、採択通知書を受けた協賛者はその通知の日付けから14日以内に協賛の承諾書（様式第4号）を提出するものとする。ただし、採択通知書の日付けから14日以内に次項の移転契約が行われる場合、その提出は省略できるものとする。

（移転契約の締結）

第5 協賛者は、協賛者承諾書の日付けから6か月以内に諸塚村と移転契約書（様式第5号）を締結するものとし、締結がなされない場合はその案件にかかる協賛の採択通知は無効となる。

（協賛金の納付）

第6 協賛者は、諸塚村J-クレジットの移転を希望する日の14日前までに、あらかじめ決められた協賛金を諸塚村が発行する納入通知書により納入するものとする。

（諸塚村J-VERの移転）

第7 諸塚村長は、協賛者からの協賛金の納入を確認した後、購入者が指定する保有口座へ諸塚村J-クレジットの移転手続を行うものとする。

第8 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、諸塚村長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

この要領は、平成26年7月24日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

諸塚村長 殿

諸塚村森林炭素吸収量活用プロジェクトへの協賛希望の申込書

協賛希望者	社名 代表者 担当者 住所 TEL e-mail	印
クレジットの活用者 (協賛希望者と同じの場合は記入不要)	社名 代表者 担当者 住所 TEL e-mail	印
クレジットの活用目的		
諸塚村のクレジット を検討されている理由		
移転希望量	t-CO ₂	
J-クレジット口座の 有無 ※該当箇所に○を付 けてください	有 (口座の保有者) ・契約者と同じ ・第三者の場合 () 無 (口座開設に必要な法人格の有・無)	
移転希望の予定時期		
報道発表等に関する 希望		
報道する連絡先	TEL E-mail	Fax

殿

諸塚村森林炭素吸収量活用プロジェクト協賛者の採択通知書

諸塚村長

令和 年 月 日付けで貴殿から提出のあった諸塚村森林炭素吸収量活用プロジェクトへの協賛希望の申込について、慎重に審議した結果、下記の内容で採択となりましたので通知します。

今後は、諸塚村森林炭素吸収量活用プロジェクトへの協賛及び諸塚村J-クレジットの移転手続き要領に則って、承諾書（様式4号）の提出および契約の締結手続きをお願いいたします。

記

協 賛 希 望 者

クレジットの活用者

協 賛 金 額

諸塚村J-クレジット移転量

円（消費税込み）

t-CO²

様式第3号

諸企発 第 号
令和 年 月 日

殿

諸塚村森林炭素吸収量活用プロジェクト協賛者の不採択通知書

諸塚村長

令和 年 月 日付けで貴殿から提出のあった諸塚村森林炭素吸収量活用プロジェクトへの協賛希望の申込について、慎重に審議した結果、不採択となりましたので通知します。

諸塚村長 殿

諸塚村森林炭素吸収量活用プロジェクトへの協賛の承諾書

印

令和 年 月 日付け諸企発第 号で貴殿から通知のあった諸塚村森林炭素吸収量活用プロジェクト協賛者の採択通知書について、以下の内容で承諾します。

記

協 賛 者

クレジットの活用者

協 賛 金 額

諸塚村J-クレジット移転量

円（消費税込み）

t-CO²

契約書

諸塚村（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは次の条項により国の管理するJ-クレジット（以下「J-クレジット」という。）制度に基づき、諸塚村森林炭素吸収量活用プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）への協賛金および本プロジェクトによって諸塚村が発行した諸塚村J-クレジットの一部の移転に関する契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（定義）

（クレジット及び売買代金）

第2条 乙は本プロジェクトの協賛金として、金〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇円）を甲に支払い、甲は次に掲げる諸塚村J-クレジット（最小取引単位は「1ニ酸化炭素換算トン（t-CO2）」とする。）を乙に移転する。

品名	単価（税抜き）	数量（t-CO2）
諸塚村J-VER	〇〇	〇〇

（契約保証金の免除）

第3条 契約保証金は、諸塚村財務規則（昭和41年諸塚村規則第11号）第84条第5号の規定により免除する。

（代金の支払い）

第4条 乙は、協賛金を甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までにその指定する場所において甲に支払わなければならない。

（クレジットの移転、引渡し等）

第5条 J-クレジットは、前条に定める協賛金の支払い後、J-クレジット登録簿の操作により甲の保有口座から乙の保有口座への諸塚村J-クレジットの移転手続きが完了した時点で、甲から乙に通知して移転するものとし、もって諸塚村J-クレジットの引渡しを行うものとする。

2 甲がこの契約に用いる甲保有口座の明細は以下のとおりとする。

保有口座番号	JP-100-20000-00001-00061-00
保有口座名義	諸塚村

3 乙がこの契約に用いる乙保有口座の明細は以下のとおりとする。

保有口座番号	
保有口座名義	

(危険負担等)

第6条 乙は、この契約締結の時から諸塚村J-クレジットの移転の時までにおいて、諸塚村J-クレジットがその責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して協賛金の減免を請求することができる。

2 乙は、この契約締結後諸塚村J-クレジットに数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、協賛金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(租税及び諸経費)

第7条 甲は、乙保有口座への移転前の諸塚村J-に係る全ての税金その他の費用を負担するものとし、乙は、乙保有口座へ移転後の諸塚村J-クレジットに係る全ての税金その他の費用を負担するものとする。

2 この契約締結後、新たに制定された日本国の法令によって発生する費用については甲乙協議のうえ、その負担について決定するものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲又は乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定はこの契約が終了し、又は、解除された後においても効力を有する。

(契約解除)

第9条 甲又は乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙によってオフセットされた商品について第三者に損害が生じた場合、乙は自己の費用と責任において解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

(契約の費用)

第11条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

第12条 この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(合意管轄)

第13条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、宮崎地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名捺印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代2683番地

氏名 諸塚村長

乙 住所

氏名